

田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 午前8時57分から9時14分

2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3. 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

事務局 ただいまより8月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の菊地卓朗委員を指名します。

書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第24号について、説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、使用貸借権設定が1件です。

【議案第24号、使用貸借権設定の整理番号3について説明】

3ページの使用貸借権設定の整理番号3については、大曲地区の北西約330m～1.4kmに位置する農地12筆であります。

これまで、二男が会社に勤めながら農業経営してきましたが、県外勤務となり、農業経営が困難となったことから、三男へ経営移譲するものであり、経営移譲年金に係る特定譲受者（後継者）を変更するものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第24号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第24号は議案のとおり決定することとします。

次に、号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権移転が1件です。

【議案第25号、所有権移転の整理番号26について説明】

5ページの所有権移転の整理番号26については、高田地区の南西約500mに位置する農地であります。

隣接地を耕作する譲受人が農地の集約と経営規模拡大のため、取得するものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。
議案第25号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第25号は議案のとおり決定することとします。

次に、報告第7号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第7号について報告いたします。

【報告第7号、合意解約について説明】

会長 報告ですが、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第7号を終わります。

次に、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第8号について報告いたします。

【報告第8号、所有権移転について説明】

会長 報告ですが、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第8号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年8月11日

田舎館村農業委員会

会長

福士真規 (福士)

議事録署名者

委員

田澤隆 (田澤)

委員

菊地卓朗 (菊地)